

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「おだわらルネッサンス・環境共生都市」計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

小田原市

3 地域再生計画の区域

小田原市の全域

4 地域再生計画の目標

本市は、神奈川県西部に位置し、市域は東西 17.5km、南北 16.9km で、南西部は真鶴町、湯河原町、箱根町と、北部は南足柄市、開成町、大井町と、東部は中井町、二宮町とそれぞれ境を接しています。面積は 114.06 k m² で、神奈川県の面積の 4.7% を占め、県内の市としては、横浜市、相模原市、川崎市に次いで 4 番目の広さを有しています。市域の南西部は、大部分が箱根連山につながる山地で、東部は大磯丘陵につながる丘陵地帯となっています。中央部は、酒匂川が南北に貫流して足柄平野を形成し、南は相模湾に面しています。気候は温暖で、植物の生育に適し、丘陵地やその周辺ではミカンやウメの栽培が盛んです。また、足柄平野では豊富で良質な水を資源として農業、工業が、そして相模湾では沿岸漁業と、幅広い産業が営まれています。

小田原は一般に、小田原北条時代以降 500 年におよぶ歴史を有する城下町として知られています。しかし、市内外に残る遺跡や古文書などにより歴史をさかのぼると、小田原は、「1000 年都市」と呼ぶにふさわしい、長いまちづくりの歴史があることが分かります。蒼くきらめく海、緑あふれる山々、美しく清らかな川の流れ。小田原を包み込む豊かでかけがえのない自然は、悠久の時の流れの中で脈々と受け継がれてきたものです。時の流れは絶えることなく連なり、さらなる未来へと続きます。

世界へきらめく「明日の千年都市おだわら」という言葉にまちづくりの基本理念を託し、これまで、小田原が誇ってきた魅力を再生するとともに、新たな付加価値を創造することにより、活力あふれ、人にやさしく、まちなみが美しいまちの実現をめざします。

「おだわらルネッサンス・再生と創造」をキーワードに、豊かな自然を守り育てながら、潤いのある都市環境を創出するとともに、循環を基本とした「環境にやさしい

まち、都市基盤の整備を進め、暮らしの利便性を高めるとともに、ゆとりとやすらぎのある「個性豊かで快適な居住環境」の施策により、自然環境の保全と都市環境の形成との調和のもとに市民が快適な暮らしを営むことのできる「環境共生都市」をめざします。

[目標]

目標 1 「環境にやさしいまち」

水環境の保全啓発と貢献

酒匂川へのコアジサシ飛来を促し営巣を誘導する

目標 2 「個性豊かで快適な住環境」

污水处理施設の整備促進

污水处理人口普及率を 76.2% から 78.6% に向上

目標 3 「環境や暮らしと調和した地域産業の振興へ貢献」

水産業の振興と漁業への展開

みなとまつり来場者数を 45,000 人から 52,500 人へ増加

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

環境と調和した風格のある美しいホームタウンを形成できる『環境共生都市』をめざすため、「環境にやさしいまち」、「個性豊かで快適な居住環境」を実現するとともに、「豊かな自然環境や暮らしと調和した地域産業の振興へ貢献」します。

「環境にやさしいまち」

昔から、足柄平野に水を潤していた酒匂川は、自然環境を豊かに育ててきましたが、沿川の開発や河川環境の変化により水質が悪化、また、市街地の急速な開発により農業水路としての役割であった小河川も、土からコンクリートに変わり自然動植物の生息環境も急変し、水路としての機能を失いつつあります。

市民、事業者、行政がそれぞれの責任のもと、資源循環型社会を実現、環境に配慮したライフスタイルの確立に向け、潤いと親しみのもてる水辺環境へ改善を図り、また、森林や里山の豊かなみどりや、メダカ、ホタル、コアジサシなどの生態環境を保全し、小田原らしい昔ながらの風景を守るため、ふるさとの原風景の再生に取り組みます。

これらの事業を実施することで、より一層の自然環境の保全が図られます。

「個性豊かで快適な居住環境」

中心市街地では、居住人口が年々減少し、空洞化に拍車がかかり、工業地域内の工場等跡地で土地利用転換が行われ住環境が変化、また、人々の生活水準の向上や、生活様式の変化、世帯構成の変化などにより、良質な居住空間の確保が必要となっています。

小田原の美しい川や海を未来へ引き継ぎ、将来にわたって、住み良い小田原をつくるため、市民の安全で快適な暮らしと良好な居住環境を守り、潤いとやすらぎのあるまちをつくる総合的な都市施設の整備を図ります。

これらの事業を実施することで、生活環境の改善が図れます。

「環境や暮らしと調和した地域産業への貢献」

沿岸漁業の漁獲高の減少や就業者の高齢化の進行、海洋、河川汚染の深刻化など漁業を取り巻く環境は厳しくなっています。

漁業を安定させ、生産性を高めるため、水産資源の保護と育成に努めており、自然環境の保全と生活環境の改善にあわせて、生産環境の整備や、水産業の振興と漁業の展開に貢献します。

「污水处理施設の整備」

本市下水道の整備状況は、県内市町村の平均人口普及率に比べ、遅れていることから早急な整備が必要であります。相当の事業期間を要することから、下水道整備区域では整備状況が最も遅れている地区を重点地区として事業を進め、整備のスピードアップを図る必要があります。

一方、下水道の整備予定区域外では、浄化槽が設置されていますが、単独浄化槽が多く、家庭雑排水による河川の水質悪化が懸念されていることから、下水道の整備予定区域外では、新築する家屋、汲取り式及び単独浄化槽から合併浄化槽へ変更する家屋に浄化槽設置を推進する必要があります。

公共下水道と浄化槽の効率的・計画的な整備の実施により、水質汚濁を防ぎ水辺環境を改善させることができ、あわせて、自然環境の保全、生活環境の改善を図りながら、小田原市全域において、「環境にやさしいまち」、「個性豊かで快適な居住環境」の実現を担うことができます。

5 - 2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

公共下水道

久野地区

単独公共下水道 昭和56年 3月31日 事業認可取得

荻窪地区

単独公共下水道 昭和48年 3月31日 事業認可取得

中村原地区

流域関連公共下水道 平成9年 3月12日 事業認可取得

栢山地区

流域関連公共下水道 平成9年 3月12日 事業認可取得

[事業主体]

小田原市

[施設の種類]

公共下水道、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

公共下水道 小田原市荻窪・久野・中村原・栢山地区の各一部

浄化槽(個人設置型) 小田原市下水道全体計画区域外

[事業期間]

公共下水道 平成17年度～平成19年度

浄化槽(個人設置型) 平成18年度～平成19年度

[整備量]

公共下水道

200mm L = 2,433m

(舗装復旧工事・補償費等を含む)

浄化槽(個人設置型)

10基

なお、各施設による新規の処理人口は以下のとおり。

公共下水道 荻窪地区 120人、久野地区 225人、中村原地区 100人

栢山地区 142人

浄化槽（個人設置型）下水道全体計画区域外 26人

[事業費]

公共下水道	2 4 1 , 8 0 0 千円 (内 交付金 1 2 0 , 9 0 0 千円)
	単独事業費 1 3 9 , 9 0 0 千円
浄化槽	1 , 9 9 0 千円 (内 交付金 6 6 2 千円)
合計	2 4 3 , 7 9 0 千円 (内 交付金 1 2 1 , 5 6 2 千円)
	単独事業費 1 3 9 , 9 0 0 千円

5 - 3 その他の事業

河川環境保全事業

自然に配慮した素材の活用や親水護岸等の整備を進めるとともに、河川・水路の維持管理や市民との共同による美化活動を推進し、人と自然が共生した河川環境を創出する。

(市民参加による河川清掃、親水護岸の整備)

水質保全事業

河川、海域の常時監視調査や工場・事業所の立ち入り検査による工場排水の監視を行うとともに、生活排水対策を進め、水質保全に努める。また、酒匂川流域の各工場、事業所及び自治会を通じて市民へ水質保全の啓発を行う。

(河川・海域の監視調査、合併浄化槽整備費助成)

水源の森づくり事業

水源地域の森林を健全に維持するため、枝打ち、間伐を行うとともに、広く市民参加を呼びかけて、広葉樹の植栽、下草刈り・つる切り等の保育管理を行い、水源地域の森林に対する知識と理解を深め、ふるさとへの郷土愛の醸成を図る。

(市民参加による広葉樹の植栽等の保育管理、水源地域の森林の枝打ち等)

野生動植物保護事業

貴重な動植物を保護育成するため、コアジサシの郷づくりやピオトープの整備など保全策を推進するとともに、生態系破壊防止のため、情報収集や関係機関との協力関係の構築を行う。

(コアジサシの郷づくり、ピオトープ整備、野生鳥獣に関する啓発等)

ふれあい漁業推進事業

小田原漁港周辺を都市住民とのふれあいの場として提供するとともに、水産業

関係者と消費者との地域一体的な交流を促し、漁業の展開と地域漁業の活性化を図る。

(小田原みなとまつり開催)

6 計画期間

平成17年度～平成19年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

本地域再生計画における事業の実施過程及び効果の一層の向上を図るため、各年度、進捗状況や汚水処理人口普及率等について評価を行う。また、事業完了後に、河川の水質検査結果、野生動物の生息環境調査等により、目標に対する効率性について評価を行う。

なお、評価にあたっては、庁内の関係部局を中心とした構成員で事業評価委員会を設置し実施する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし